

令和8年度

あなたにできる寄り添う支援



権利擁護支援者養成講座 基礎編 I

受講無料
受講者募集！



○判断能力の低下等により、生活に不安をお持ちの高齢者や障害のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう、本人の気持ちに寄り添いながら支援を行う権利擁護支援者の養成講座を開催します。

○2日間で高齢者や障害者の理解に関すること、関係諸制度、日常生活自立支援事業、成年後見制度など支援に必要な基礎知識を学びます。

○受講後は日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見支援員としての活動などが見込まれます。また、市民後見人の養成課程としても位置付けられています。詳しくは裏面をご覧ください。



日 時

1日目：令和8年10月2日（金曜日） 9時30分から16時40分まで
2日目：令和8年10月9日（金曜日）

会 場

長岡市社会福祉センタートモシア 3階多目的ホール
（長岡市表町2-2-21）

定 員

30名（定員超過の場合は選考あり）



対 象

長岡市内に住所があり2日間受講できる方で、下記の①から③のいずれかに該当する方

①病気や障害等により判断能力が不十分である方の支援に熱意、関心のある方

②日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動を希望する方
（年齢70歳以下、普通運転免許を有する方）

③社会福祉法人長岡市社会福祉協議会の法人後見支援員としての活動を希望する方
（法人後見支援員の活動には本講座を修了した方が受講できる養成講座基礎編Ⅱの修了が必要です）

※受講後、全ての人が希望した活動ができるとは限りません

申込期間

令和8年8月3日（月曜日）から令和8年9月11日（金曜日）まで

申込方法

申込みフォームからお申し込みください。また、裏面「受講申込書」の必要事項を記載のうえ下記へFAXまたはメールでの申し込みも可能です。



申込みフォームはこちら



お問い合わせ：長岡市成年後見センター（長岡市社会福祉協議会が長岡市より受託）

電話：86-4715 FAX: 33-6004 ㊚: kenri@nagaoka-shakyo.or.jp



日常生活自立支援事業の生活支援員について

日常生活自立支援事業は、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを行い、その生活を支援する事業です。社会福祉協議会職員の専門員と地域の協力者である生活支援員が支援します。

生活支援員は、ご本人の気持ちに寄り添い、福祉サービスの利用援助や銀行での手続き、各種支払い等の活動を行います。



成年後見制度と法人後見支援員・市民後見人について

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、家庭裁判所から選任された後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

法人後見支援員は、社会福祉法人等の法人が後見人等として選ばれた、支援を必要とする方の身上保護、財産管理などの支援活動の一部を行います。

市民後見人は特別な資格を持たない一般の方が、家庭裁判所によって選任され後見人等として活動することです。長岡市においては法人後見支援員の活動経験等が必要です。

令和 8 年度権利擁護支援者養成講座＜基礎編Ⅰ＞受講申込書

FAX:0258-33-6004 / ✉:kenri@nagaoka-shakyo.or.jp

申込先：長岡市成年後見センター

(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒
電話番号	— —
メールアドレス	@
年齢区分	①39歳以下 ②40歳代 ③50歳代 ④60歳代 ⑤70歳以上
受講の動機を お聞かせください	

【個人情報の取扱いについて】

申込時に取得した個人情報は、本講座の運営のみに利用するものとし、申込者の同意なしに、第三者に個人の情報は提供いたしません。